# 東京都立篠崎高等学校校則

## 第１章　総　　則

第１条　目的　本校の教育目標及び、指導の重点に従い、生徒の心身の健全な発達と学力の向上を図り、生徒一人一人の能力・適性に応じて将来の進路の決定を目指すことを目的とする。

第２条　名称　本校は東京都立篠崎高等学校と称する。

第３条　位置　本校は東京都江戸川区東篠崎１丁目 10 番１号に置く。

第４条　課程及び学科　本校は全日制課程普通科とする。定員については東京都教育委員会の定める通りである。

第５条　修業年限　本校の修業年限は３年とする。

## 第２章　学年・学期及び休業日

第６条　学年　学年は４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。ただし、第１学年は入学式の日に始まり、第３学年は卒業式の日をもって終わる。

第７条　学年を分けて、次の三学期とする。

第１学期　４月１日から８月 31 日まで

第２学期　９月１日から 12 月 31 日まで

第３学期　１月１日から３月 31 日まで

第８条　休業日　休業日は次の通りとする。

１．国民の祝日に関する法律に規定する休日

２．土・日曜日

３．開校記念日

４．春季休業日　３月 26 日から４月５日まで

５．夏季休業日　７月 21 日から８月 31 日まで

６．冬季休業日　12 月 26 日から翌年１月７日まで

７．都民の日条例の規定する日

８．その他、東京都教育委員会が定める日

ただし、春季休業日に関しては特別の定めをすることがある。

第９条　台風等による臨時休業等について　災害その他のやむを得ない事情により、生徒の登校が不可能なとき、また教育の実施上特別の事情があるときは臨時に授業を行わないことがある。

なお、午前６時以後、江戸川区に大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪警報のいずれかが発令された場合の授業の取り扱いは、次の通りとする。

午前８時の時点で解除されている場合、午前 10 時 30 分登校（短縮 40 分授業の場合は、午前 10 時 10 分登校）とし、３校時より通常の授業を行う。

午前 10 時の時点で解除されている場合、午後１時登校（短縮 40 分授業の場合は、午後０時 20 分登校）とし、５校時より通常の授業を行う。

午前 10 時の時点でも発令中である場合、休校とする。

※１　居住区のみ警報が発令された場合、当日の欠席等については考慮するので、危険な状況の中、登校することがないようにすること。

※２　警報が解除された場合でも、安全に十分気をつけて登校すること。

第 10 条　振替授業　特別の事情があるとき、授業日と休業日、または休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。
第 11 条　登下校　登下校は時程表通りであるが、始業 10 分前までに登校し、下校時刻の 10 分前までに校門を出るよう努める。登下校の際は、交通規則を遵守し、本校生徒としての品位を傷つける言動をとってはならない。
第 3 章　教育課程及び教科書その他の教材
第 12 条　教育課程　教育課程は高等学校学習指導要領及び東京都教育委員会が別に定めた編成基準等による。
第 13 条　教科書その他の教材　本校が使用する教科書は文部科学大臣の検定を経たものの中から、学校が選定する。その他の教材については東京都教育委員会の定めるところに従って学校が選定する。
第 4 章　入学・転退学・休学
第 14 条　入学資格　本校に入学することのできる者は、都内に居住し中学校またはこれに準ずる学校を卒業した者、及び東京都教育委員会の定めるところによる。
第 15 条　入学許可　第 1 学年入学許可者の決定は、東京都教育委員会の定めるところに従って校長が行う。
第 16 条　入学手続　入学を許可された者は保護者・保証人連署の上、所定の誓約書を校長に提出しなければならない。
第 17 条　転学　他の高等学校へ転学を希望する者は、その事由を記して、保護者より校長に願い出て、許可を受けなければならない。
第 18 条　退学　退学しようとする者は、その事由を詳細に記し、保護者より校長に願い出て、その許可を受けなければならない。懲戒による退学は別に定める。
第 19 条　休学　やむを得ない理由により休学を希望する時は、その理由を証明する書類を添え、保護者から校長に願い出て、許可を受けなければならない。休学の期間等については東京都教育委員会の定めるところによる。なお、校長は生徒のうちで休養または療養の必要があると認めた者について、休学を命ずることがある。
第 20 条　復学　休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は復学願に休学の理由が消滅したことを示す書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。
第 5 章　単位・卒業の認定
第 21 条　単位の認定等　単位の認定は、平素の成績・考査及び出席日数等によって決める。進級・原級留め置き等については別に定める。
第 22 条　卒業の認定　校長は本校所定の全課程を修了したと認めた者に対し、卒業証書を授与する。
第 6 章　賞　　罰
第 23 条　表彰　校長は他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

第 24 条　懲戒　校長は教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。懲戒はその程度により、訓戒・謹慎・停学及び退学とする。ただし、退学は次の各号の一に該当する者に対してのみ行う。

１．性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

２．学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

３．正当の理由がなくて出席常でない者

４．学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第７章　授業料等の納入

第 25 条　授業料等　授業料等は保護者が納入しなければならない。授業料は、東京都教育委員会、また学校徴収金（ＰＴＡ会費・生徒会費・積立金等）は、校長の定めるところにより納入する。

第８章　補　　則

第 26 条　校則に関し、その他必要な事項は校長が定める。

第 27 条　この校則は昭和 51 年 12 月 27 日より施行する。

定期考査について

定期考査は年間５回行う。考査の成績は、学習の成果を判断する大切な資料となるので、考査の日程等を考慮して余裕のある学習計画を立てることが望ましい。また日頃から不得意科目の学習を強化し、単位不認定科目を出さぬよう努力してもらいたい。

なお、考査の厳正を期すために、下記の事項に留意して受験すること。

１．考査を欠席した場合、原則として該当科目は０点となる。

２．事前に欠席することがわかっている場合は、事前にＨＲ担任（副担任）・教科担任にその理由を申し出ること。

３．当日、やむを得ない理由で欠席する場合は、８時 20 分までに保護者から電話連絡をし、その理由を伝えること。

欠席した翌日に、教科担任にその理由を申し出て、指示を受けること。

１．考査前日までにしておくこと。

　教室の清掃を念入りに行い、机を整列する。

　机の中には、何も入れないこと。

　机のいたずら書き等を消しておくこと。

２．考査当日

　考査開始５分前の予鈴が鳴るまでに入室し、準備・着席して静かに待つ。

　机上には、シャープペンシル・鉛筆・消しゴム以外は置いてはいけない。机の中は空にすること。ひざかけ、座布団等も使用できない。また、机の脇に物をかけてはいけない。

　携帯電話や電子機器は電源を切り、また、筆箱・下敷き・教科書類・イヤホン等すべてカバンに入れて閉め、教室の前方に置く。

ティッシュを使用する場合は担任・監督者にあらかじめ申し出ること。

考査時間中の退室は認めない。用便その他やむを得ない事情のある場合にはその時点で答案を提出し、監督者の指示を受けること。

不正行為は絶対にしてはいけない。

もし不正行為を行った場合には、当該科目を０点とし、特別指導の対象とする。

生徒心得

集団生活を送るためには、色々な約束ごとが必要である。もし各人がそれぞれ勝手な言動をとったらどうなるだろうか。次の各項目は皆さんが規律を守り３年間の高校生活を快適に過ごすためのルールである。よく読んで趣旨を理解し、必ず守ること。

１．礼儀…学校の内外を問わず、先生や友人に対して、親しさの中に互いの人格を敬う態度を心がける。学校の来訪者に対しても同じ。

２．服装…別掲（21 ページ）の服装規定に従う。

３．頭髪…常に清潔であること。パーマや長髪は望ましくない。毛染・脱色は認めない。

４．登下校…登下校は時程表の通りであるが、始業 10 分前までに登校し、下校時刻の 10 分前までに校門を出るよう努める。登下校の際は、交通規則を遵守し、本校生徒としての品位を傷つける言動をとってはならない。

５．所持品…学習や部活動に不必要な品物（多額の金銭・大型の楽器など）は持参しない。所持品には必ず記名する。貴重品は、必ず身に付ける。

６．校内での静粛…教室内・廊下等で騒音を立てたり、廊下を走ったり、その他授業や他人の迷惑になるような行為をしない。

特に定める区域での球技などは禁止する。なお、エレキギター・ドラムを使用しての演奏（練習も含む）は許可のあった場合に限る。

７．清掃…常に校内の美化・整頓に心がけ、公共施設を大切に使用するよう努める。清掃当番・分担区域等は別に定める。

８．欠席…あらかじめ欠席することが分っている場合は生徒手帳の諸届欄にその理由を記入し、担任に届け出ること。当日急に欠席する場合は保護者から８時 10 分から８時 20 分までの間にその旨を学校に電話をするか、または受信専用メールボックスまでメールで連絡し、後日生徒手帳に記入して届け出る。

〔長期欠席〕１週間以上引き続き欠席する場合は、必要に応じて保護者署名・押印の欠席届に医師の診断書を添えて届け出る。

〔出席停止・忌引き等〕忌引き日数は両親７日、兄弟姉妹３日、祖父母３日、その他の親族１日とする。感染症やこれに準ずるものに罹病した場合、及び特に学校が命ずる場合は出席を停止する。

交通ストによる欠席や特別の事情による場合は別に定める。

〔その他の欠席（公欠）〕就職試験や大学受験などのため、欠席もしくは欠課する場合は、１週間前に所定の用紙により願い出て、ＨＲ担任の許可を受け、各教科担当に届け出ること。この場合は公欠扱いとして、欠席もしくは欠課時数に繰り入れない。公式行事（高体連主催の公式戦や東京都教育委員会公認の研究団体が主催する行事など）に参加する場合もこれに準ずる。

９．遅刻・早退・欠課…遅刻・早退・欠課した場合はその理由をＨＲ担任に届け出ること。なお長時間にわたる遅刻は生徒手帳により届け出て、早退の際はＨＲ担任の承認印を受けて帰ること。
10. 外出…登校後の外出は認めない。ただしやむを得ず外出する場合は所定の用紙により担任教諭（ＨＲ担任・部活動顧問など）に願い出て許可を受ける。また帰校したらすぐ担任教諭に報告すること。
11. 残留…部活動・学習活動・その他の理由で特に下校時刻以降の残留を必要とする場合は所定の用紙により２日前までに生徒指導部に届け出て、その許可を受ける。なお残留に際しては担任教諭（ＨＲ担任・部活動顧問）の付き添いを必要とする。
12. 休日登校…休日は原則として登校禁止とする。学校の休業中はあらかじめ承認された活動計画以外、特別の理由がなければ学校への出入りは認めない。特に登校を必要とする場合は所定の用紙を使用し、２日前までに生徒指導部に届け出て、許可を受ける。なお休日登校に際しては担当教諭（ＨＲ担任・部活動顧問など）の付き添いを必要とする。
13. 対外行事への参加…部活動・ホームルーム・生徒会等が試合・発表会等の対外行事へ参加するときは、必ず顧問教諭の引率を必要とする。
14. 通学…自転車以外の乗り物（キックボードやスケートボードなど）・オートバイ（50 ccの原動機付自転車を含む）及び自動車を利用して通学する事は理由の如何を問わず禁止する。制服を着用してオートバイに乗ることも禁止する。
自転車通学は許可制（別途定める）とする。許可申請の通った者は利用する自転車にシールを貼り、記名し、所定の置き場にきちんと整頓し、施錠する。また通学に際しては交通ルールを遵守し、安全運転を心掛けること。雨天時の傘さし・ずぶ濡れ運転や運転中のイヤホン・携帯電話の使用、併走、２人乗りなどは厳禁。
15. 昼食、その他の飲食…定められた場所・時間以外での飲食はしないこと、昼休みの外食・出前は認めない。
16. 火気取扱い…火気及びガス栓の開閉には特に注意し、火を使う場合は必ず管理担当者の許可を受ける。
17. 健康管理…自己の健康状態に留意し、特に持病や学校生活に影響する既往症のある者及び虚弱体質・常備薬を携行している者は必ず担任に届け出る。なお、学校内外での事故（けが・病気）はその大小にかかわらず必ず届け出る。
18. 事故防止…学校で盗難等を防ぐため、時計・財布等は必ず身に付けておくこと。体育・その他ホームルームを離れての授業や、放課後の部活動等をする場合はロッカーに収納し、施錠しておくなど自分で管理する。なお、校内で金品の拾得または紛失・盗難等の事故にあった時は必ず生徒指導部に届け出る。
19. 校舎・校具の破損…校舎、校具は大切に扱う。誤って破損、紛失した場合はすぐ担当教諭（ＨＲ担任・部活動顧問）に届け出る。故意に破損したり、取扱いに適切さを欠くと認められる場合はその一部、または全部を現品または金銭で弁償させる。校舎、校具への汚染、落書きは禁止する。
20. アルバイト…高校生のアルバイトは望ましくないが、どうしてもアルバイトの必要が生じた場合は所定の用紙により、保護者署名押印の上、事前に担任に届け出る。その際内容に無理や高校生として不適切と思われるものがあったら中止させることがある。
21. 娯楽施設等への立入り…登下校の途中でカラオケ店、遊戯場等へ立ち寄らないこと。

22. 掲示・配布…校内に掲示・はり紙・陳列・配布などをする場合は発行団体・責任者を明記の上事前に生徒指導部に届け出て、その許可を受ける。なお、掲示・はり紙は原則として所定の位置に行うこと。
23. 集会…学校内外で、生徒会・クラス・部活動または有志生徒が集会を催す場合は所定の用紙により１週間前までに担当教諭（ＨＲ担任・部活動顧問等）に届け出て、その許可を受け、施設使用の場合は管理責任者の許可を受ける。
24. 金品募集・物品売買…学校内外で金品を募集したり、物品を売買したりすることは認めない。ただし、学校が許可した場合は除く。
25. 任意団体の結成…生徒有志が学校内に任意の団体を結成する場合は必ずＨＲ担任に届け出て指導を受けること。
26. 政治活動等…校内で特定の政党や宗教団体の活動を支持または反対するような活動をしてはならない。
27. 禁止事項…不正行為・暴力行為・飲酒・喫煙・シンナー等の薬物乱用、パーティー券の販売、不用意な個人情報の公開、ＳＮＳの不適切使用、その他高校生としてふさわしくない行為を絶対にしてはならない。この禁止事項を犯した場合は必要な指導措置をとる。その内容は校則の定める通りとする。
28. 変更届…住所・電話番号・保護者等が変更になった場合は直ちにＨＲ担任及び経営企画室の所定の用紙に記入の上届け出ること。
29. その他…学校生活を送る上で、上記以外に必要なことが生じた場合はＨＲ担任に相談すること。

ＳＮＳ　篠崎高校ルール

ＳＮＳは適切に使えば便利な情報ツールです。しかし、不適切な使用をすると「大きなトラブルや事件」につながります。以下のルールを常に意識して利用しましょう。

【学校ルール】

①送信前には誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返すこと。（誤解されるような表現、誹謗中傷するような表現、いじめと思われる表現はしない）
②個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自画撮り画像を送ったりしないこと。
③写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしないこと。
④周囲の人を不快にする動画や写真を撮ったり、載せたりしないこと。
⑤授業中にスマホ等を使用しないこと。
⑥不適切な使用は、特別指導の対象となること。

【家庭ルール】

①スマホやゲームの一日の合計時間、使わない時間帯や場所を決めること。
②必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定すること。
③トラブルが起こったら、すぐに保護者に相談すること。また、保護者から学校(場合によっては警察)に連絡してもらうこと。

生徒貸し出し用端末、一人１台端末及びＢＹＯＤネットワーク篠崎高校ルール

１．ＢＹＯＤネットワークでは学習に関係ないことに使用することは禁止します。

２．個人を特定もしくは特定できる可能性のある写真や動画、他人を誹謗中傷することをＳＮＳにアップロードすることは厳禁です。ＳＮＳ篠崎高校ルール（生徒手帳の生徒心得）を参照してください。

３．充電は、自宅で十分にしておくこと。学校での充電は禁止です。

４．学校で貸し出す端末について、以下の通りとします。

① 学習活動で使用することを目的とする。

② 家庭での使用を原則とし、学校で使用する場合は教員の指示に従うこと。

③ 使用は学校から貸与された本人のみとし、他人へ貸し出したり、使わせたりしないこと。

５．端末を家庭で使用する場合は、保護者と使用方法を十分に話し合い、長時間の使用はせずに休憩しながら使用してください。

６．個人に配布された ID、Password は大切に保管し、他人に知られないように注意してください。

※使用状況次第で、ルールを変更することがあります。

服装規定

１．ブレザー、ズボン、スカート：

指定された制服以外のものは着用しないこと。加工は認めない（スカートを短くはくなど)。ズボン、スカートは指定されたものを着用すること。万一急な汚れなどで校服が着用できないようなやむを得ない事態が生じたときは、保護者より担任に申し出て、許可を得た者のみ異装を認める。(異装許可願・異装許可証については別に定める)

２．ワイシャツ：

男女とも白ワイシャツを着用のこと。夏季期間に限り、白のポロシャツを着用してもよい。

３．ネクタイ：

指定されたものを着用すること。夏季期間を除いて、登校時より下校するまで校内では常時着用のこと。

４．ベスト、セーター、カーディガン：

白・黒・濃紺・グレーで無地のものを着用できる。ライン不可。ワンポイントまでとする。首回りはＶネックのものに限定する。

５．防寒着：

登下校時ブレザーの上に着用することが出来る。

６．靴　下：

ストッキングはベージュ色・黒色を着用のこと。ソックスは白色または黒を基調とした色のものを着用のこと。

７．衣替え：

６月１日、10 月１日に一斉に行う。ただし、５月末および 10 月初旬の 10 日間程度を移行期間とし、これについては別途連絡する。なお、この間は冬服、夏服のどちらを着用しても構わない。ただし、ブレザーを着る場合はネクタイをすること。

８．通学用靴：
通学には黒または茶の短靴を用いること。運動靴の代用は認める。下駄・草履・サンダル・ハイヒール・エナメル靴の使用は認めない。
（雨靴は特に規制しない。）
９．上履き：
校内履きは指定された運動靴とする。
10．頭髪：
常に清潔であること。パーマや長髪は望ましくない。毛染め・脱色は認めない。
11．化粧等：
マニキュア・口紅・ピアス・イアリング・その他の装飾品等は認めない。
※お互いに気持ちのよい学校生活を送るために、服装について一人一人が高校生としての品位を傷つけないように、十分気を付けねばならない。